

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 建築基準法による区域の指定等【建築都市局指導部建築指導課】

2

北九州市告示第92号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第2項に規定する前面道路の幅員が12メートル未満である建築物の容積率について、同項第3号の規定により区域を指定し、当該前面道路の幅員のメートルの数値に乗じる数値を定めるので、次のとおり告示する。

平成29年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 区域

別図のとおり

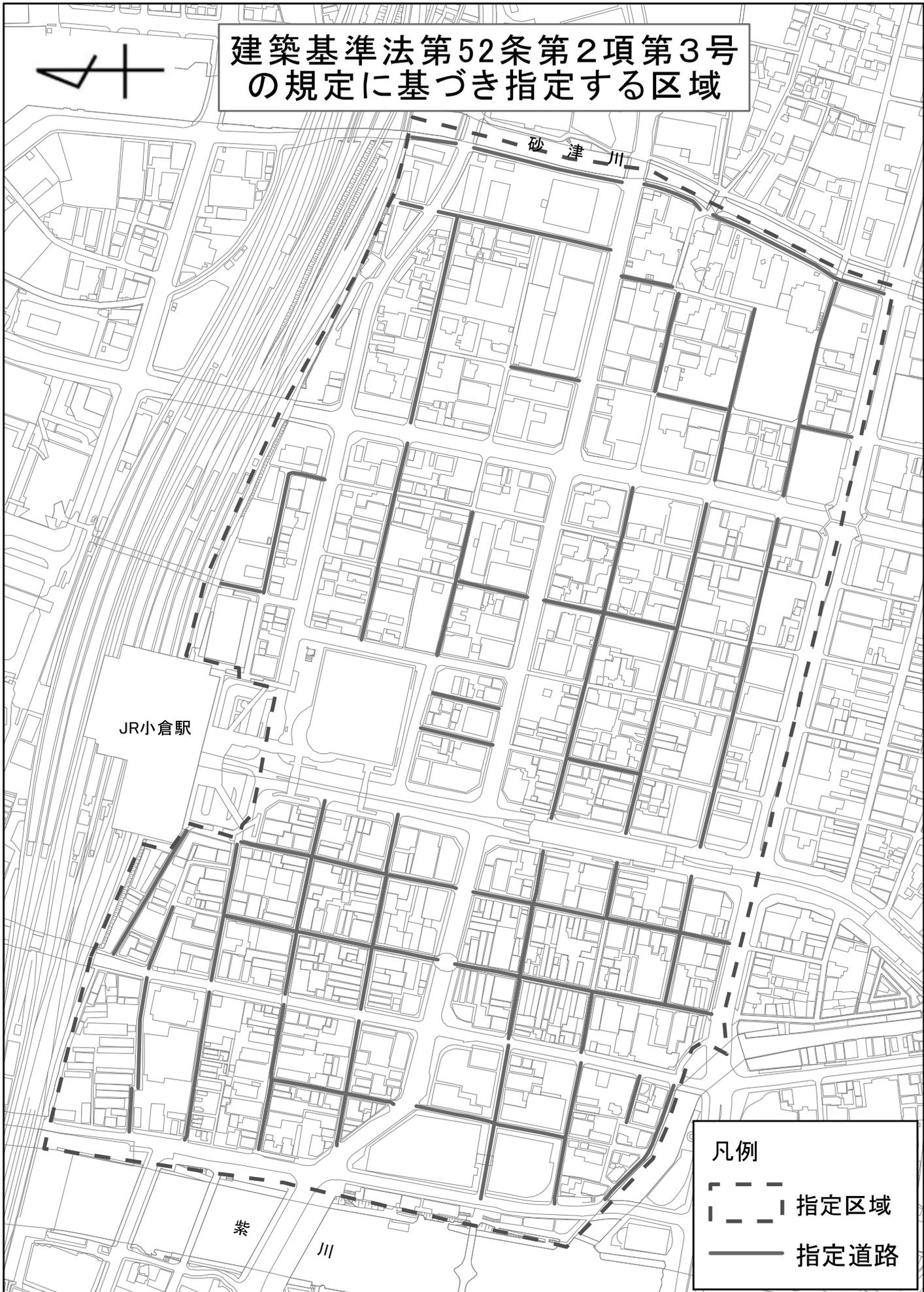
2 数値

10分の8

3 指定年月日

平成29年3月28日

建築基準法第52条第2項第3号
の規定に基づき指定する区域



対象は指定区域内にある指定道路に面する敷地の建築物